

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日（金）第 502 号の 19



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○職員給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 1

規 則

職員給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第37号

職員給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（令和 5 年鹿児島県規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中鹿児島県会計年度任用職員の給与等に関する規則第 13 条の改正規定を次のように改める。

第 13 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「平成 3 年法律第 110 号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「パートタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項第 3 号中「されていた期間」の次に「（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による休職期間を除く。次条第 2 項第 3 号において同じ。）」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号の期間の算定に当たっては、期末手当支給条例第 4 条第 2 項各号に掲げる期間を除算する。

第 8 条中鹿児島県会計年度任用職員の給与等に関する規則第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に 1 条を加える改正規定を次のように改める。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の特例）

第 14 条 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間（条例第 12 条の 2 第 4 項の規定により職員給与条例第 2 条に規定する職員の例によることとされる鹿児島県職員勤勉手当支給条例（昭和 28 年鹿児島県条例第 12 号。以下「勤勉手当支給条例」という。）第 5 条に規定する勤務期間をいう。）には、基準日以前 6 箇月以内の期間において、次に掲げる期間を算入する。

- (1) 会計年度任用職員として在職した期間
- (2) 職員給与条例第 2 条に規定する職員、鹿児島県学校職員の給与に関する条例第 2 条第 1 項に規定する学校職員、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例第 1 条に規定する地方警察職員、鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 1 条に規定する企業職員又は鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 1 条に規定する病院事業職員として在職した期間（知事が人事委員会と協議して定める場合に係る

当該期間を除く。)

- 2 前項第1号の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。
 - (1) 勤勉手当支給条例第2条第1項第1号イ又はウに掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（期末手当支給条例第4条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている会計年度任用職員として在職した期間については、その全期間
 - (3) 休職にされていた期間については、その全期間
 - (4) 条例第13条の規定により報酬を減額された期間については、その全期間
 - (5) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合については、その勤務しなかった全期間
 - (6) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
 - (7) その他知事が人事委員会と協議して定める期間
- 3 第1項第2号の期間の算定に当たっては、鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）第12条第2項各号に掲げる期間を除算する。
- 4 パートタイム会計年度任用職員が基準日前1箇月以内に退職した場合において、条例第12条の2第1項各号に該当するときは、同条第4項の規定により職員給与条例第2条に規定する職員の例によることとされる勤勉手当支給条例第2条の規定の適用については、同条第1項第2号中「者」とあるのは「者（同号ウにあっては、当該基準日に係る勤勉手当が支給される者に限る。）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。